

S. 21 米国教育使節団来日。

日本国憲法公布。

S. 22 教育基本法，学校教育法各公布。

労働基準法公布（4.22）

労働省設置（9.1）

技能者養成規程公布（10.31）

職業安定法公布（11.30）

S. 23 教育刷新委員会，「労働者に対する社会教育について」建議，技能者養成施設に学ぶものに高校，大学に進学しうるよう単位制クレジットを与えるよう要望（2.28）

文部，労働両省の申し合せにより，技能者養成は労働省の所管とされる（7.？）

S. 24 教育刷新審議会「職業教育振興方策について」を建議，定時制高校と技能者養成所の連携を要望（6.11）

職業教育及び職業指導審議会、「高等学校総合問題に関する決議」を公表。以後単独制復帰への動向活撥となる。(11-)

S. 25 労働省、職場補導員規程を公布。TWI方式の導入と普及体制を整える(4.17)

朝鮮戦争おこる。特需景気起る。

第2次米国教育使節団来日。

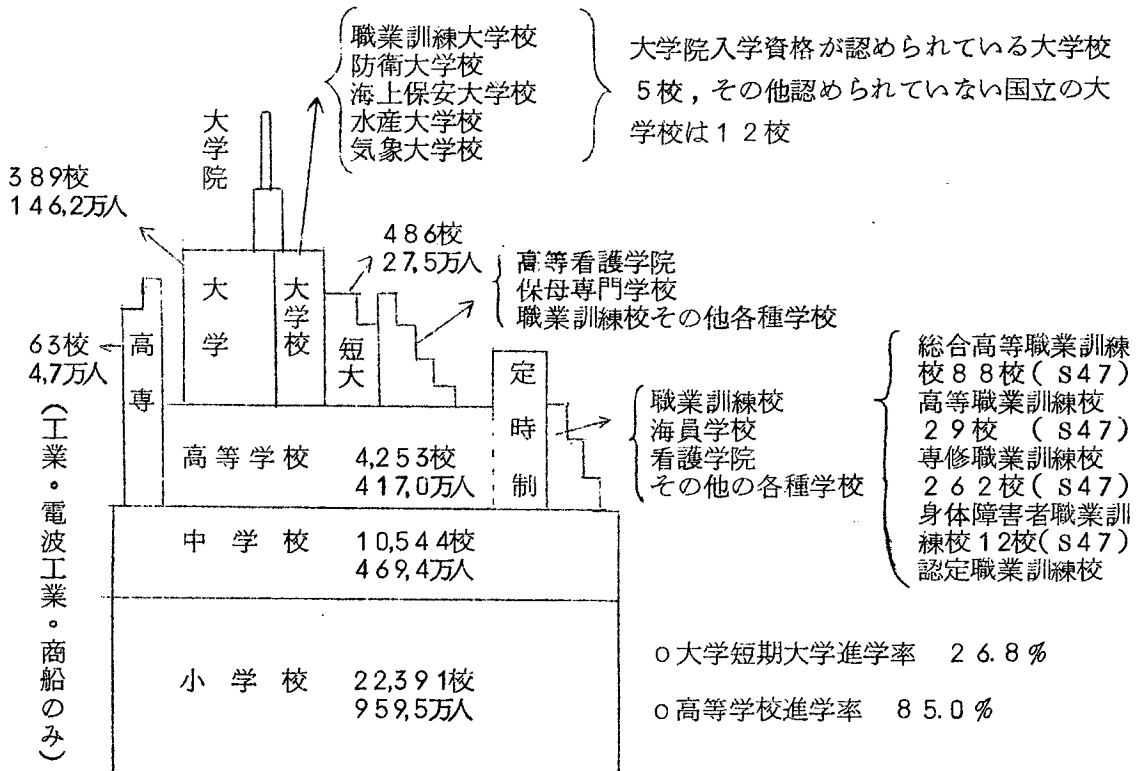
S. 26 産業教育振興法を公布。(6.11)

政令諮問委員会、教育制度の改革に関する答申を首相に提出。職業教育の強化のため、小学校に接続する5・6年制の専門学校及び、中学校に接続する5・6年制専修大学の設置を勧告。(7.2)

S. 27 技能者養成審議会「技能行政の運営に関する答申」において、技能行政を労働基準行政における監督行政から分離させ、指導助長行政としての性根を明確化し、各種訓練制度を合理的に体系化し、職業訓練単独法の制定を要望(5-)

日本経営者団体連盟教育部会、「新教育制度の再検討に関する要望」を公表。実業高校の充実、大学教育の画一化の是正等を強調。

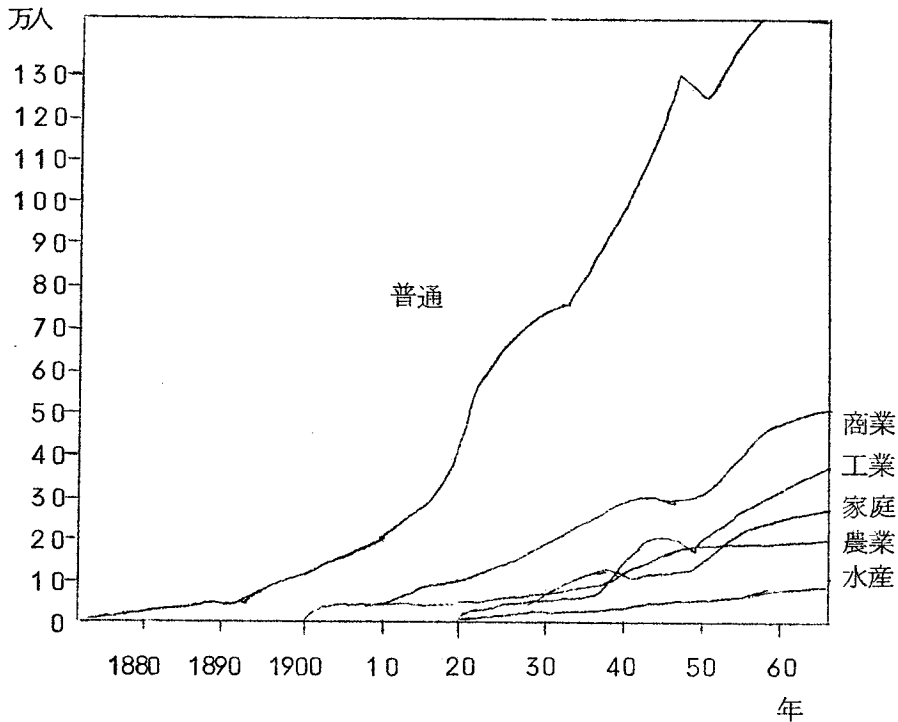
〔IX〕 現行の学校及び職業訓練体制



昭和46年度高等学校課程別生徒数の割合()内は女子の占める割合

普通	職業	農業	水産	工業	商業	家庭	看護	その他
58.8%	41.2	12.4	1.1	32.6	39.2	12.4	1.1	2.0
(52.6)	(43.1)	(28.0)	(6.0)	(2.4)	(61.7)	(99.8)	(100.0)	(78.8)

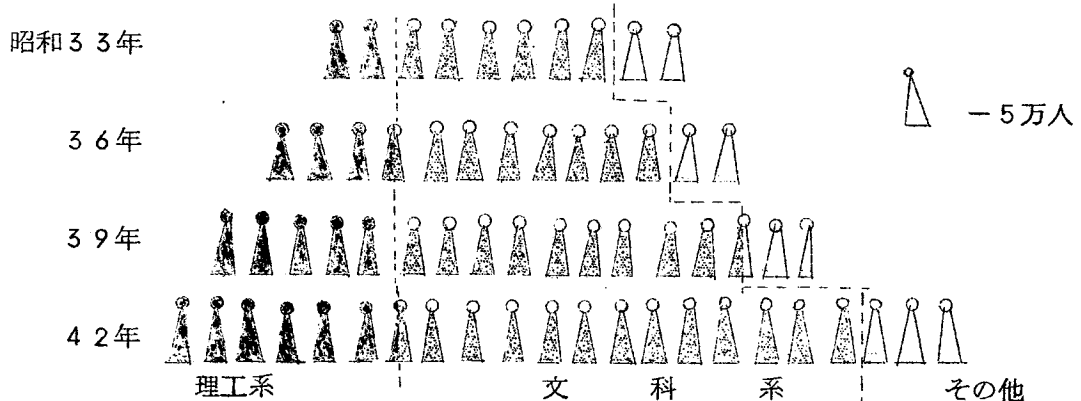
専攻分野別中等教育機関在学者数の推移



昭和46年度大学短大課程別の学生数の割合()内は女子の占める割合

	文	法経商	理	工	農	医 看	薬	家 政	教その他
大	12.7%	41.5	3.1	21.4	3.7	3.9	6.9	1.7	4.0
学	(53.0)	(5.5)	(13.2)	(0.7)	(6.4)	(37.9)	(52.3)	(99.5)	(44.1)
短	20.7	11.7	0.06	8.3	1.3	2.3	17.8	31.1	5.7
大	(97.0)	(46.1)	(90.1)	(3.2)	(13.9)	(91.3)	(99.6)	(99.8)	(95.6)

理工系と文科の割合の推移

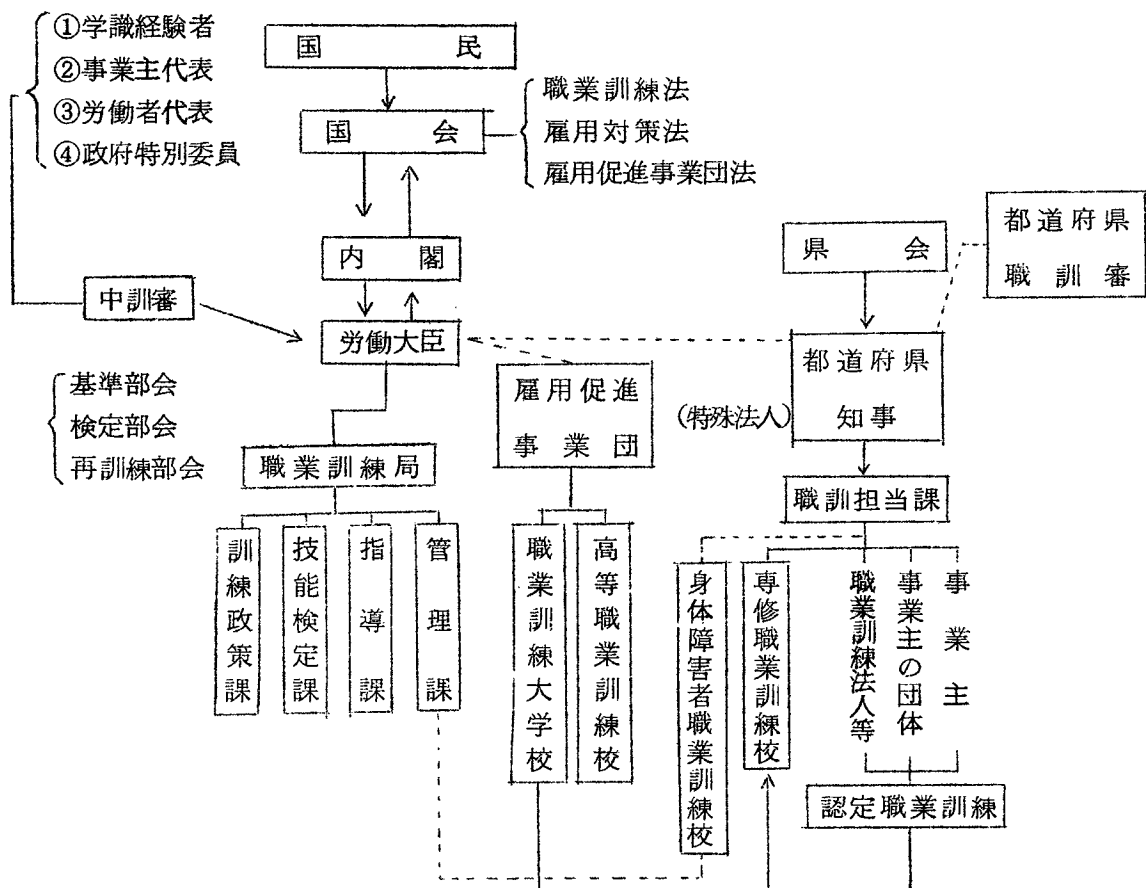


主要国における高等教育機関卒業者の学部別構成比率

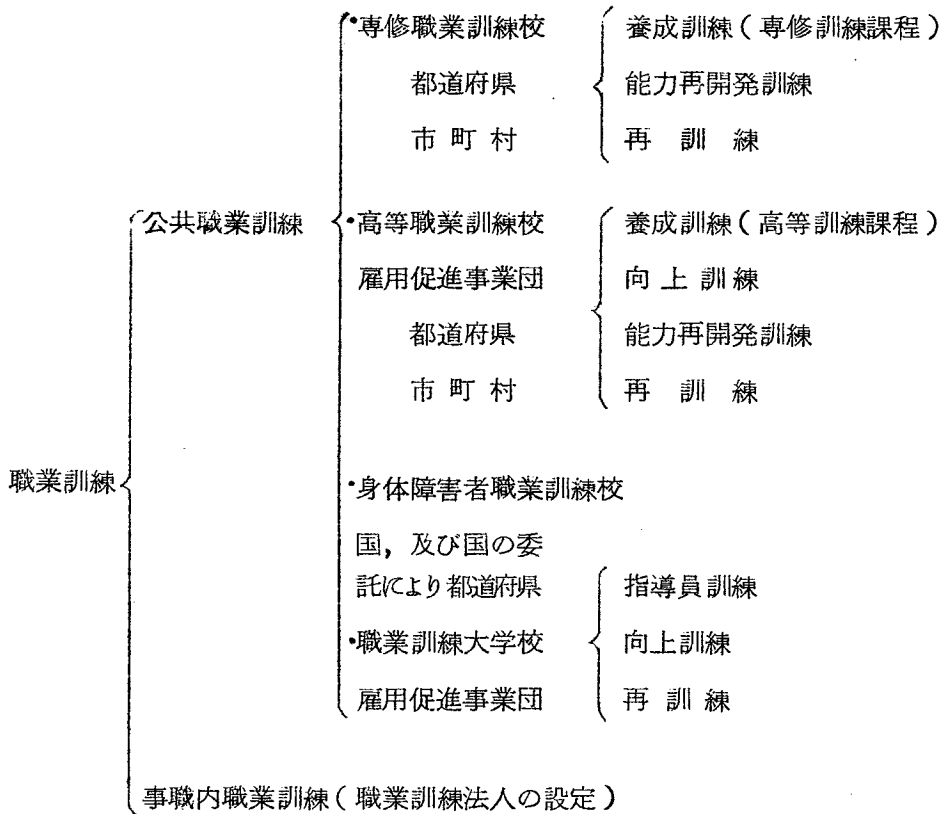
	理工系, 教・宗その他,	法文系		
日 本	23.9%	21.2%	54.9%	1960
U S A	30.4%	24.6%	45.0%	1960
イギリス	48.9%	29.2%	21.9%	1957
西ドイツ	42.2%	13.8%	44.0%	1959
フランス	41.4%	5.2%	53.4%	1959
ソ 連	51.1%	40.8%	8.1%	1959

現行職業訓練制度の概要

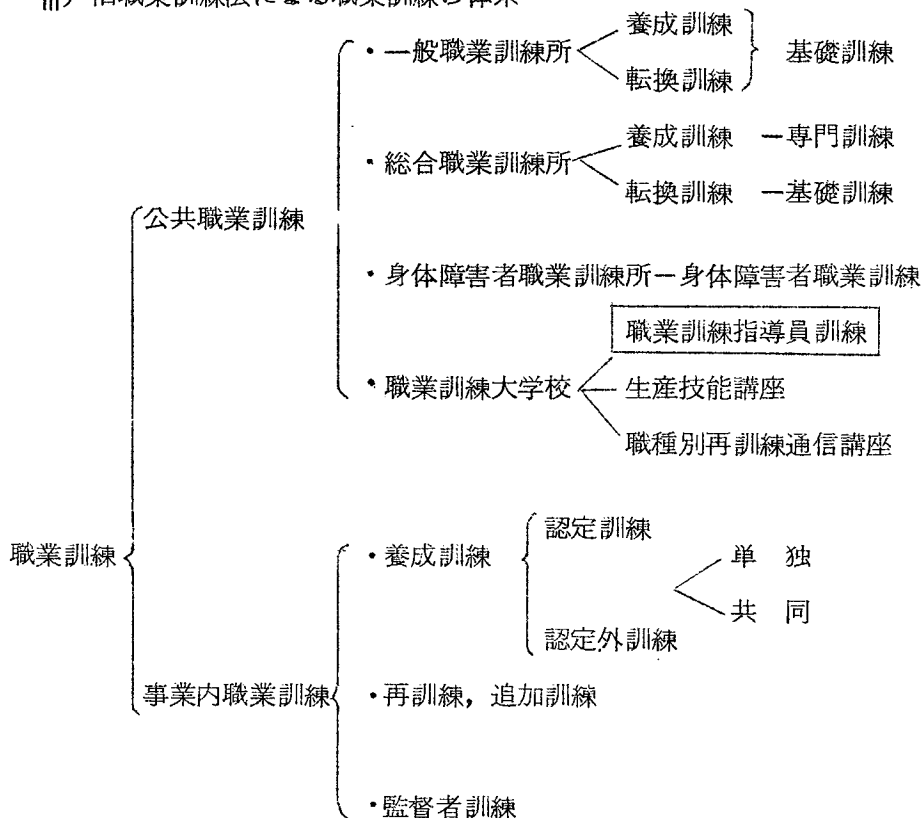
1) 職業訓練行政組織の概略



ii) 現行職業訓練体系の概略



iii) 旧職業訓練法による職業訓練の体系



iv) 公共職業訓練計画の推移

施設	区分	年度		
		36	40	44
一般 職業訓練所	施設数	284	297	326
	延べ職種数	862	1,405	1,533
	延べ訓練生数	42,350	79,485	80,565
総合 職業訓練所	施設数	42	58	82
	延べ職種数	360	536	687
	延べ訓練生数	17,065	38,435	44,290
身体障害者 職業訓練所	施設数	8	9	11
	延べ職種数	62	70	87
	延べ訓練生数	1,180	1,340	1,680
職業訓練大学校 (中央職業訓練所)	施設数	1	1	1
	延べ職種数	16	12	12
	延べ訓練生数	130	440	710

v) 計画の達成率(養成訓練のみ)

単位%

公共 事業内別	年度									
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
公共職業訓練	100.0	100.0	89.7	79.0	82.3	116.3	105.3	101.7	93.9	87.9
事業内職業訓練	100.0	88.6	75.6	63.5	54.3	48.2	43.5	38.9	34.9	32.6

vi) 認定事業内職業訓練の推移

訓練形態別		年 度		
		36	39	42
単 独	事業所数	335	461	410
	訓練生数	23,134	32,413	24,290
共 同	団 体 数	534	559	609
	団体構成事業所数	31,595	31,613	43,983
	訓練生数	45,075	47,445	57,867
訓練生総数		68,209	79,858	84,157

vii) 中卒訓練生と高卒訓練生の比率の推移

年月	一般職業訓練所養成訓練		総合職業訓練所専門訓練	
	中学卒	高校卒	中学卒	高校卒
37.4	84.4%	14.2%	86.3%	12.7%
38.4	86.5	11.9	91.4	8.5
39.4	87.3	11.1	93.0	6.9
40.4	92.2	7.1	92.4	7.4
41.4	90.4	9.6	90.3	9.7
42.4	89.1	10.8	87.3	12.7
43.4	88.7	11.3	86.5	13.5

S. 28 保安大学校（防衛大学校の前身），自治大学校設置。

S. 29 航空大学校設置。

労働省，労働大学講座開設規程を公布（4.5）

労働省，失業保険法の規定により10総合職業補導所（総合高等職業訓練校の前身）を設置。S. 47年まで86校を設置。

技能者養成審議会，技能者養成規程の全面改正案を答申。技能者養成の包括的法令の制定，学校教育との連携措置を要望。（4-）

日本経営者団体連盟，文部省，各大学などに，法文系偏重の打破，専門教育の充実，6年制専門大学の設置など要望。（12.23）

S. 30 文部省，高等学校学習指導要領一般編を出す。

コース制を採用。

この年輸出船ブームによる神武景気はじまる。

S. 31 日本経営者団体連盟，「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表。基幹工員養成のための単独法の制定，高校との連携措置等につき要望。（11.8）

全国共同技能者養成協議会，技能者養成のための単独法の制定を要望，人間教育の重視を強調。（11-）

日本社会党，中小企業政策要綱を発表。

技能者養成単独法制定に積極的関心を示す。（12.7）

関西経済同友会，「科学技術教育改革に関する要望」を発表。職業訓練を全企業に義務づけることを主張。

S. 32 文部省，「科学技術者養成拡充計画」を発表。

S. 35年まで理工系大学生8000人増など。（11.5）

中央教育審議会，科学技術者の振興方策について答申。連携措置の必要を強調。（11.11）

中央産業教育審議会，「中堅産業人の養成について」建議。高校の多様化の必要性を強調。（11.22）

臨時職業訓練制度審議会，「職業訓練制度の確立に関する答申」を提出。（12.6）

この年，一般公共職業補導所258所，身体障害者公共補導所8所，総合職業補導所23所，技能者養成を実施する事業場2,275.1事業所，養成工数56,419名なべ底不況。

S. 33 中央教育審議会「勤労青少年教育の振興方策についての答申」を提出。短期技能高校の新設，連携制度の確立など要請。（4.28）

職業訓練法公布。(5.2)中央職業訓練審議会の委員構成を労働者代表、事業主代表を同数とすること、青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減する必要があること等の附帯決議がなされ、国会を通過。

日本教職員組合、文部省の廃止、高校教育の義務化、大学入試の廃止など主張。
(8.23)

この年の高校進学率は55.7%

S. 34 労働省、労働大学講座開設規程を廃止(5.29)

文部省、教育白書「わが国の教育水準」を発表。

この年下期より岩戸景気はじまる、輸出量戦前水準を回復。

S. 35 株式会社日立製作所、日立茨城工業専門学校、日立京浜工業専門学校を開設。

経済審議会教育訓練小委員会、長期教育拡充計画を答申。(10.25)

関西経済連合会、大学制度改善に関し要望書を提出、5年制技術専科大学の設置、文・教・農の縮小等を要望。(11.4)

日本経済団体連盟技術教育委員会、専科大学創設の意見書を発表。(12.8)

S. 36 中央職業訓練所(職業訓練大学校の前身)発足。長期課程においては、①工業高校程度の学科を指導できる能力、②技能検定2級程度の実技、③大学の教職課程終了程度の知識能力に TWI を加味したものを付与することを目的とする。中央職業訓練所設立委員会(会長内田俊一)の答申による。

文部省、高校生急増対策の合体計画を発表、S. 45年度まで70%の進学率を保障。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法を公布。(5.19)

5年制高等専門学校を制度化。(6.17)

経済団体連合会、日本経営者団体連盟、「技術教育振興策の確立に関する要望を政府、国会に提出。(8.25)はなはだしい技術者不足の解消を要請。

文部省、理工系大学生増募計画をS39年まで2万人にすると発表。(9.6)

労働省、若年労働者、技能労働者不足の深刻化につき発表(9.15)

いわゆる技能連携制度の成立(10.31)

S. 37 労働省、職業訓練5年計画を作成。S. 42年までに15万人の技能者を養成し、80万人の技能者訓練をおこなうと発表。(9.18)

経済審議会総会人的能力部会、「人的能力政策の基本的方向」につき答申案を決定。
(10.27)

文部省、「日本の成長と教育」を発表。

過去25年間に増加した国民所得のうち25%は教育の効果によると算出。(11.5)

この年いわゆる青田刈りはじまる。又参禅による管理監督者教育，新入社員教育をおこなう企業増加。

- S. 38 中央産業教育審議会，高等学校の産業教育の近代化につき答申。(10.19)

この年労働省，労働組合数4万7812，組合員約897万名で戦後最高と発表，完全失業者も減少。

日本経営者団体連盟，全社教育訓練の体系をもつ企業は34%と発表。

精神鍛練のため社員を自衛隊に入隊させる企業増加。

- S. 39 文部省，大学生急増政策のため大学拡充計画を作成。これに対し，労働省，技術系を中心とするよう要望。文部省，理工系と法文系のバランスを主張。(9.1~3)

文部省「わが国の教育水準」を発表。

就学率は世界一となったが，質の面で不充分と指摘。

- S. 40 労働省，中央職業訓練所の名称を職業訓練大学校と改める旨告示。(2.20)

この年，建設研修所，郵政省職員訓練所等名称をそれぞれ建設大学校，郵政大学校と改める。翌年，社会保険研修所が社会保険大学校となる。

高校進学率全国平均70%となる，最高東京86.8%最低青森54.3%。

- S. 41 中央教育審議会，「後期中等教育の拡充整備について」最終答申。技能学科，家政高校の設置など，多様化を強調。「期待される人間像」は別記とされる。(10.31)

この年大企業の合併論さかんとなる。

- S. 42 労働省，雇用対策基本計画を定める。人間を仕事に適應させるという考えを，仕事を人間にあわせる考えに發展させることを強調。(3.27)

早川労働大臣，中央職業訓練審議会に，「最近の労働經濟の變化及び技術革新の進展に対応すべき今後の職業訓練制度のあり方」を諮問。(6.1)

理科教育および産業教育審議会，「高校職業教育の多様化」につき答申。衛生工学，森林，土木，貿易，秘書など14学科を増設。(8.11)

文部大臣の指定する技能教育施設の範囲を拡大(12.26)

- S. 43 中央職業訓練審議会，「今後の職業訓練制度のあり方について」を答申。「腕と頭」を兼ね備え，變化に適應する判断力と応用力に富んだ新しい職業人の育成を究極の目的とし，そのために職業訓練体系の確立など要望。(7.29)

日本政府，ウガンダ政府，職業訓練センターをウガンダ，カンパラ市に設置(7.25)

- S. 44 中央職業訓練審議会，「職業訓練法案要綱(案)」に関する答申を提出(2.5)

労働省，職業研究所の設置運営等につき告示。(6.30)

新職業訓練法公布。(10.1施行)

職業訓練法施行令，同法施行規則を公布。(9.30, 10.1)

S. 45

S. 46 職業訓練大学校の長期指導員訓練課程修了者、大学院及び大学の専攻科の入学に關し、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる。(3.24)

§ 5 これからの教育訓練体制

— 教育と訓練の統合及びピラミッド型学校体制の終焉 —

§ 3 及び § 4 においてみてきたところから、わが国における明治以降の学校体制の確立が、近代的学校観を前提とするものであり、技能者養成制度の発達も、それとのかゝりなしに論ずることのできないものであることが明らかとなった。

本節においては前 2 節においてみたことを補足し、要約しながら、これからの課題を明らかにしてみたい。

明治以降、近代的学校観に基づく学校体制全体の青写真が、全国的規模で提示されたのは、被仰出書と「学制」の出された明治 5 年と、教育基本法と学校教育法の制定公布された昭和 22 年の二度であったとみることができる。

これら 2 つの学校制度大改革のための青写真に共通して認められる特色、それは、共に高度工業化社会の基礎を築こうとするものであり、教育の機会均等の原則、つまり競争の原理を前提とし、能力主義、実力主義に貫ぬかれた学校体制を確立することにより、やがて建設されるであろう高度工業化社会に必要な重層化された人材を養成供給していこうとするものであった、とみることができる。もっとも明治 5 年のそれが、いわゆる近代化思想にとゞまり、民主主義思想を前提とするものではなかったのに対し、昭和 22 年のそれは、民主主義を前提とするもので、そこに両者の根本的相異が認められる。

しかし、いずれにしても、概観するかぎり、これら 2 つの青写真が、ともに教育の機会均等の原則、つまり競争の原理を前提とするピラミッド型の単線型学校体制の確立を強く志向するものであったことは、まぎれもない事実である。つまり、わが国の学校体制確立のための努力は、巨視的にみるかぎり、100 年を過ぎて、このピラミッド型の単線型学校体制の確立にあったとみてほゞ誤まりではないように思われる。しかし、この青写真にそって学校体制を確立するには、長期の時間的余裕と経済的、財政的裏づけが必要であった。にもかゝらず、これらの二つの青写真が提示された時期は、共に、時間的余裕も又財政的裏づけもない時期であった。

戦前においては、このピラミッド型学校体制の構築が、その底辺と同時に頂点から着手され、中等段階の充実は、あとまわしにされ、当然の帰結として、底辺層をなす初等教育制度の単一化には一応の成果をおさめたものの、中等教育段階以上の学校体制は、袋小路の多い

複線型とならざるをえなかった。ここに戦前の学校体制の基本的問題があった。

「学制」は「万国学制の最善良なるものを採り」とあるように、各国の学校制度の長所をとって起草されたものであった。しかしそれはあまりにも理想的なものであり、かつ現実ばなれのしたもので、それを強行しようとした時、学校の焼打ち運動などの民衆のはげしい抵抗にありことになった。その抵抗をかわすためもあり明治10年を境としてアメリカ的教育行政の考え方が導入され、その後、明治14年を境に、学校体制の範は専らヨーロッパ、とりわけドイツに求められるようになった。

前節で述べた職工学校の設立は、こうした気運の中でおし進められたものである。工業社会における下士官養成のための学校として、職工学校においては、「学理」と「実技」の結合が強く志向されていたが、それは政策意図に反して、組織化の比較的容易な「学理」面を重視するものへと変質してゆき、更に、その制度化された徒弟学校の失敗とその工業学校化によって、「学理」面の組織化、制度化のみは急速に促進され、重層化された学校体制が確立されていった。しかし、より組織化の困難であった「実技」面の組織化、制度化はあつまわしにされ、徒弟学校制度の崩壊以後、「実技」面の組織化、制度化への努力は、「学理」と「実技」の結合への努力とともに、文教政策から一時放棄されることになり、それは学校体制の枠外において、経済的変動等によって著しくそのあり方の左右される各個別企業の努力にまかされることになったのである。

かくして「学理」の教授と「実技」訓練との不幸な断絶が生じ、技術者の養成は学校で技能者の養成は企業内教育でという教育上の分業が成立し、両者は、全く別個のルートを通じて養成されることになったのである。

しかして、「実技」訓練の組織化は、好況期には、激しい職工争奪戦の対象とされながら、不況期には整理の対象とされるという当時の職工の極めて不安定な身分をそのまま反映するかのようになり、ある特定の時期には力が注がれながら、不況期には縮小されたり、打ち切られたりするという、連続を何より重んずる教育的視点からみるかぎり、全く望ましくない条件の下で、極く少数の教育熱心な大企業において、公権力に支えられることも規制されることもなく、細々と続けられることになったのである。

しかして、かかる悪条件にもかかわらず、技能者養成をある程度可能にしたもの、それは、個別企業における努力もさることながら、それにもまして隷農層の存在と、そこからの脱出を願う農村の青少年の存在であった。しかして、義務制の初等教育制度の確立が、彼らを土地から切り離し、労働力給供の働きをするとともに、大量の熟練工候補者達を産み出していた。

しかし、昭和12年の日華事変以後の重工業の急速な発達には、以上のような条件の下で細々と養成される熟練工でその需要をまかなうことが不可能となり、技能者の計画養成とその

制度化が急がれることになったのである。この間のいきさつについては、すでにみてきた通りである。しかもこの際おこなわれた法制化は、戦時体制下において強行されたものであり、職工争奪の激化にともなう職工賃銀の高騰をおさえるためのものでもあり、徹底した雇用統制と賃銀統制とをその前提とするものであった。

かゝる歴史的な文脈のなかで、技能者養成は、「学理」の教授から切り離され、戦時雇用政策の一環として、かつての職工学校といったものよりはるかに組織度の低いものとして制度化されるとともに多能工の養成と単能工の養成が分化されるなど、技能者養成そのものが更に重層化されておこなわれるようになったのである。たしかにこの時点で、青年学校教育の義務化により、間接的にはあれ、これらの技能者養成制度は、青年学校教育ともかゝわりをもつことになり、文教政策の対象となった。しかしそれは同時に、学校制度としては最も組織度の低い、従って袋小路的色彩の最も強い学校との連携を意味していた。

かかる学校体制の複線化と重層化は、臨戦体制下において促進された余裕のない近視眼的経済主義、と機械論的能率主義とを前提とする極端な分業論とそれに支えられた労務管理思想などによって促進されてゆき、その克服をこそ目指さなければならないはずの学校制度は、全体としてそれを強化維持するための機構として機能することになったのである。しかし、それもまた時間的・経済的に余裕のない戦時体制下においてはやむをえないことであつたのかもしれない。

以上のような歴史的な文脈の中で制度化されるに至った技能者養成は、中等教育以上の袋小路をなくし、開かれた学校体制の確立を目指す第2次世界大戦後の教育改革において、当然問題とされることにはなつた。しかし、教育的にあまりにも多くの問題をかかえていた技能者養成の問題は、再び文教政策の対象の外におかれ、労働行政の一環とされることによつて、そのもつ教育制度上の問題の解決は、第2次世界大戦後においてもまた戦前におけると全く同様にその困難さと財政的基盤の脆弱さの故に、あとまわしにされ続けることになつたのである。

かくして、たてまえとして開かれた学校体制の確立されてゆく中で、実質的に教育機関として機能していた技能者養成施設は、いわゆる学校ではないという理由から、学校体制の枠外におかれ、事実上閉ざされた第2の教育制度となることを強いられたのである。

いうまでもなく、この第2の教育制度は、戦時体制下のそれとは異なり、雇用統制や賃銀統制、あるいは義務教育化といったものを前提とするものではなかつた。しかし、敗戦による貧困層の増大は、この閉ざされた第2の教育制度に、ある一定期間、機能することを許した。しかし、その後の驚異的な経済の発展とともに、人々が時間的、経済的余裕をもつようになるや、そのもつ矛盾と問題は明らかとなり、今やその根本的解決がせまられている。

いうまでもなく、そのもつ最大の課題は、一つには、その袋小路的性格の払拭であり、い

ま一つは、明治以来の課題でもあった「学理」と「実技」の結合の問題である。

全くおくれればせながら、以上のような問題解決への芽ばえは、昭和36年以降の技能連携制度の確立、並びに、昭和44年に職業訓練の体系化と「腕と頭」を兼ねそなえた技能者の養成を目指して制定公布された新職業訓練法に、わずかに、読みとることができる。しかし、この新職業訓練法の目指す職業訓練の体系化と、「腕と頭」を兼ねそなえた技能者養成の夢は、もはや職業訓練制度のみの手直して達成されるものではなくて来ている。それは連携制度の成立等からも明らかである。

この問題は、時間的にも経済的にも余裕のないところで強行され、困難な問題の解決は出来るかぎりあとまわしにして組織化、制度化が急がれたわが国の全学校体制のあり方にもかわるものであり、その改革をも含むものでなければ、到底その解決は期しがたいと考える。

というのは、「腕と頭」をかねそなえた技能者の養成が、すでに技術教育あるいは技能訓練といった視点からは完全に空洞化してしまっている中学校教育に続く公共1年ないし2年事業内3年の職業訓練あるいは高等学校教育に続く1年ないし半年の職業訓練で充分であるとはとても考えられなくなっているからである。

技能者の養成は、たとえ誰れがその直接の担い手となり、誰れがその行政主体となるにせよ、後期中等教育あるいは高等教育の一環として、正当に位置づけられる必要を痛感させられる。

さもないと、まさに空洞化しつつある高等学校への進学率の上昇と、更には、その義務化への強い傾向の中で、明治以降、解くべくして解かれなかった教育上の大きな問題の1つが、更に解き難いものとして残されてゆく危険性が多分にあるからである。ちょうど、明治10年代の中頃から着手された工場法の制定にあたって、工場法に教育条項を盛り込もうとする努力の意義が、工場法の制定公布される4年前に実現をみた、義務教育年限の4年から6年への延長によって、見失なわれ、その後、昭和14年の工場事業場技能者養成令の制定公布まで、問題解決が延引されていった場合のように。

今後に残されたこの問題の解決は、そもそもこれまで統合されるべくして統合されず、分化されたまま発達し続けてきた、学校教育と職業訓練とをどのように統合していくかというところにある。

教育や訓練をおこなう者が、それぞれの持ち味を生かすために、役割分担をしていく必要があることは認めざるをえない。それは教える側の個々の人間の能力の限界を考える時、避けがたい問題である。しかし、教えられる側に立ち個々の人間の職業人の形成といった視点からみた場合、個々の人間に与えられる教育に、やがて現実の場で発揮されるべき能力を養うために必要なくくりかえし練習を含むいわゆる訓練が入っていなければならないことは今更いりまでもないところである。というのはいかなる課題であれ、現実の場において課せられ

た課題を職業人として正確かつ迅速に果していく能力は、くりかえし練習をふくむいわゆる訓練によってはじめて可能になるものであり、職業人の形成に訓練が必要となることは、極めて当然のことだからである。しかしそうして得られた能力が有効に発揮されるためには、それが関連する知識によって導びかれ、意味づけられなければならないこともまた当然すぎるほど当然である。教育と訓練とは本来分けるべきものでもないし、又分けられる性質のものでもないのである。それが、現在あたかも分けられるかのごとく制度化されているのは、たまたま以上みてきたような歴史的いきさつから、やむをえず、分けておこなわれるようになったにすぎない。それは、早晚統合されるべく運命づけられているものであり、このことは、わが国の工業技術教育の明治以降の歴史的課題が何であったかをふりかえてみれば至極明瞭なことである。

しかし、この歴史的課題は、明治以降支配的であった単純な競争の原理と、実力主義の思想に支えられた近代的学校体制観の枠内では、もはや解決しえないものであることは明らかである。

というのは、すでに事実が、ある面においては明治以降の理念のみならず、第2次世界大戦後のわが国学校制度改革の理念をすら超えたものとなっており、理念が理念として現実を導びく力はもはや失なわれているからである。

高等学校進学率が85.0%となり、大学短大の進学率は26.8%となっている。高等教育機関への進学率は、今後増加し続けることが予想される。

このことから、ピラミッド型の学校体制は、もはやピラミッド的ではなくなっている。もっとも大学院の存在は、ピラミッドの存続を可能にしているかのようにもみえる。しかし、大学院の機能は、専門的研究者の養成にあり、かつての大学のもっていた包括的な支配者、指導者の養成機関ではなくなっている。かかる学校制度の発達と機能の変化とによって、かつてのピラミッド型学校体制に支えられたハードなピラミッド型の社会そのものが、今や、大きく崩れ去ろうとしているのである。このことは第1章§5の「現代社会の特色とこれからの教育」においてすでに指摘したところである。

そもそも、近代的学校体制観には、能力の自然分布も又ピラミッド型になっているとする素朴な能力観を前提としていたきらいがあり、そこにすでに大きな誤りがあったといわざるをえない。

しかして、近代的学校体制観のもつ理念と枠組の限界をこえて、今日の事実をもたらし、その力は一体何であったのだろうか。

アメリカにおいては、建国の父達が、徳と才能とによる統治を夢み、その夢を実現するものとして、単線型のピラミッド型学校体制の確立を主張したのに対し、建国の父達が保障した自然権、基本的人権の思想を発展させた、ジャクソン流のリベラリスト達、とりわけその

中でも新興産業都市の工場労働者達が、生きる権利の一つとして教育を受ける権利の主張をした時、ピラミッドの底辺が築かれるとともに、やがて中等教育も高等教育もまた一般大衆に開かれてゆく論理が確立されていった。このことは、すでに述べた通りである。

いにかえるならば、まずはじめに身分制、階級制の拘束の中で、自ら能力ありと自認する者達が、競争の原理と実力主義にもとづく教育観を提示し、それに触発されたより多くの人々が、全て人間は生きる権利の一つとして等しく己れの欲する教育を受ける権利のあることを主張するようになった時、両者のせめぎあいの中で、中等教育、高等教育の枠は拡大され、より多くの人々に開放されてゆくとともに、その教育内容が、驚嘆に価する多様性をもつに至ったとみることができるのである。

とはいえ、以上のようなせめぎあいのプロセスを通じて豊かな内容をもつに至った学校体制の内部には、様々なかたちの混乱と問題があり、病理現象とさえいえるものも数多くみられる。技術教育といった点からみても問題は少なくない。

当然、アメリカにおける論理をそのままわが国に持ち込むことはすべきではないし、またできることでもない。

ところで中等教育、高等教育の急速な拡大といった点で似た現象を呈しているわが国の場合はどうであったのだろうか。

つまり、わが国の能力があると自認する指導者達が、明治以降、富国強兵、殖産興業のスローガンをかゝげ、人材の育成を主張し、また第2次世界大戦後は、強兵のスローガンこそ引っこめはしたものの、経済復興と高度経済成長を主張し、人造りを説いた時、より多くの人々は、それに、どのように対応していったのであろうか。

もし、多くの人々が、指導者達の主張をそのまま何らの修正もなく、己れの願いとしていたのだとすれば、今日のような事実は、もたらされなかったはずである。

第2次世界大戦以前においても、片山潜らに代表されるように、アメリカの新興産業都市の工場労働者と全く同様の立場から、「教育を受ける権利」を主張する人々もいたことは確かであり、注目すべき点ではある。しかし、すくなくとも第2次大戦以前においてそのような主張をした人々は、例外中の例外であった。しからば、「学制」の実施に際して、学校の焼打ち運動まで起して、子供を学校に出すことを拒否した人々が、どうしてその後、熱心に子供を学校にやろうとする気になったのだろうか。

それは、筆者にとっても、なぞの一つである。

たゞ誤解をおそれずに、推測をまじえていうならば、学校が、それなりの機能を果たすようになるにつれ、政策意図に諷意を示し、富国強兵、殖産興業をわが意と感じ、そのために子供を学校にやり、子供が学校階梯をよじのぼり、立身出世してゆくことを願う人々が次第に多くなっていったことがまず考えられる。しかし、それだけでは義務教育制度の確立も進学

熱もそれほど激しいものとはならなかったであろう。これらの人々の他にも次のような人々のいたことが考えられる。その第㊦は、義務教育を納税の義務と同じ論理でとらえた人々であり、その第㊧は、「となりと同じにしていなければどうにも落ち着けない」というわが国固有の村落共同体にしみわたっていた生活感情から、子供を学校にやった人々であり、その第㊨は拘束の多い隷農状況からのせめてもの脱出をはかり、学校に通うようになった人々である。

こうした人々の願いが錯綜して、あの初等教育の驚くべき普及を可能にし、それを基底として、中等教育人口、高等教育人口もまた、指導者層の予測をはるかに上回って増大していったものとする。

しかし、こうした願いは、たしかに、就学率を高め、進学率を増大する力とはなりえた。しかし、これらの願いのどれ1つをとってみても、またこれらの願いをどう組み合わせてみても、教育内容を与えられたもの以上に豊かで多様なものにしてゆく論理と力とは生れてくるはずがなかった。ここにわが国の学校制度発達における最大の問題があったと私は考える。

教育内容の発達に必要なエネルギーは、立身出世を願う人々の心情、つまり今日の言葉でいえば強い地位志向性の故に、与えられた社会構造の枠内において社会階梯をなりふりかまわずよじ昇るためのエネルギーに費され、また底辺からせめてもの脱出を遂げるためのエネルギーとして消費されてしまったといわざるをえないのである。

こうした序列意識の拘束から脱却しえないかぎり、例え、中等教育人口、高等教育人口がいかに増大しても、それにともない当然必要となってくる教育内容の豊かさと多様性とは現実のものとはなりがたく、またその際必要と考えられる様々な教育内容間における等価の思想もまた生れてはこないように思われてならないのである。

たしかに、第二次世界大戦後においては、憲法に「すべて国民は、法律の定めるところによりその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」と規定されたことにより、この規定をめぐる激しい論争が続けられるようにはなった。しかし、一群の人々が、「能力に応じた教育」という点を特に強調し、学校教育の多様化を主張し、制度改革まで提案し続けているのに対し、「ひとしく教育を受ける権利を有する」点を強調しこれに抵抗する人々は非常に多くなっている。

しかし、「能力に応じた教育」を主張する人々が、とかく学業成績による序列化といった単純な能力観を是認し、学校制度の多様化を主張する傾向の強いなかで、「ひとしく教育を受ける権利」を主張する人々の意見がもし「となりと同じにしていなければどうにも落ち着けない」といった「個の自覚」のないわが国固有の村落共同体以来の生活感情をその根底としているならば、両者のせめぎあいのなかから、「個の自覚」に根ざす教育内容の豊かさへの論理も、そのために必要な異った教育内容を等価とみなす思想も、ともに生みだされては

こないように思われる。

しかし、そうした状況が続くかぎり、わが国の教育制度の空洞化を阻止することはできない。

たゞ望みたいこと、それは論争が教育の論理にそってなされることである。これまでになされてきたこの種の論争は、とかく権力対権利の問題としてとりあげられてきたため、教育問題として展開されてゆくよりは、政治問題へと発展してゆく傾向が、極めて強かった。このことは第二章§2において「政治と教育」においてすでにみてきたように、両者の間には強い類似性がみとめられ、相互に深くかかわりあうものであるところから、ある意味でやむをえないことといわざるをえない。しかし、論争が政治問題へと傾斜してゆけばゆくほど、教育問題からは遠ざかってゆくものであることもまた確かなことである。というのは、両者の間には強い類似性がみられはするものの、両者は異なった論理に立っているからである。

従って、力と力の対立にはじまる問題を相互理解を深めることにより解決してゆくようにする強い意志と努力がなければ、問題を教育問題として解決していくことは困難なことになる。しかし、最初権力対権利の問題といった形で提起された問題を教育問題として受けとめ、教育問題として展開してゆくためには、どうしても切り換えの論理が必要であり、それは、当然教育的行為の特性そのものから引き出されなければならないと考える。

そして、それは、いうまでもなく第二章でくりかえし述べたように、「わたくし」の立場をひとまず脱け出て、「あなた」の側に立つことからはじまる。

このことは学校教育の改革を志向する場合においてはもち論のこと、それにもまして職業訓練の改革にあたって特に強調されてしかるべき点と考える。

社会的要請が個々人の願望にもましてとかく強くなりがちな職業訓練において、人間を「あなた」としてではなく、「人材」としてとらえ、とりわけ不足している技能労働者の素材とみるみかた、それもある時点までは、あるいはやむをえないことであつたかもしれない。

しかし、現状のゆきづまりを打破するためには、どうしても、以上のようなみかたそのものが克服されなければならないのではあるまいか。

職業訓練が教育の一環としてとらえられるようになってきている今日、「わたくし」の立場をひとたび脱け出て「あなた」の側に立つて考えることなしに、現在われわれが直面している問題を解決してゆくことは、全く不可能なことのように思われてならない。

また、その際、声を大にしておのれの立場を主張する人々、そのような人々を「あなた」とみ、そうした人々の側に立つこともさることながら、それ以上に、様々な思いを抱きながら、それが言葉にはならず、もんもんとしている「あなた」の側に立つこと、そのことが職業訓練をも含む、あらゆる教育問題の解決のための原点とならなければならないと私は思う。

この節のテーマであった教育と訓練の統合の問題も又、この教育の原点に立ちかえって再考する必要があるのではなからうか。

「わたくし」の立場をひとたび脱け出て「あなた」の側に立つためには時間的経済的ゆとりを支えられた「心のゆとり」がなにより必要なこととなろう。しかし、経済的ゆとりとそれに支えられた時間的ゆとり、それはやっとなれわれが今手にしはじめているはずではなからうか。

とはいえ、歴史にあらわれてきた偉大なる教師達の多くは、たとえどんなに貧しく、どんなに忙がしくとも、「あなた」の側に立って大らかな心の持主達であった。

こゝに教育におけるいま一つの原理であるパラドクスをみる。

この教育におけるパラドクスの原理については第二部の第一章以下においてみてゆきたい。

主 要 参 考 文 献

「教育とは何か」については是非目を通しておいてもらいたい基本図書

1. 中島太郎 : 教育原理, 岩崎書店, 1953
2. 皇晃之編著: 教育原理, 全港堂, 1971
3. 細谷恒夫 : 教育の哲学, 創文社, 1962
4. 清原道寿 : 技術教育の原理と方法, 国土社, 1968
5. 桐原保見 : 生産技術教育, 国土社, 1960
6. 細谷俊夫, 仲新編 : 教育学研究入門, 東大出版社, 1968

「職業訓練とは何か」については是非目を通しておいてもらいたい基本図書

1. 労働省職業訓練局編: 改正職業訓練法, 日刊労働通信社, 1969
2. 和田勝美 : 職業訓練の課題と方向, 労務行政研究所, 1968
3. 渋谷直蔵 : 職業訓練法の解説, 労働法令協会, 1958
4. 労働省 : ILO条約, 勸告集
5. 労働省職業訓練局編: 職業訓練関係法令・通達集 新(I~IV), 旧(I~III)

現行のわが国学校教育の諸問題とその理解のための基本文献

1. 仲新, 持田栄一編: 学校制度, 教育学叢書6巻, 1967
2. 岩井竜也, 松原治郎: 産業と教育, 教育学叢書8巻, 1967

3. 有倉遼吉編 : 解説教育六法, 三省堂, 1972
4. 今村武俊, 別府 哲: 学校教育法解説, 第一法規, 1967
5. 文部省, 学校基本調査報告書
6. 文部省, 教育白書類, 例 日本の成長と教育
7. 文部省, 文部時報, 後期中等教育, 臨時増刊号, 1966
8. 日本経済調査会編: 新しい産業社会における人間形成, 東洋経済新報社, 1972
9. 横浜国立大学現代教育研究所編: 中教審と教育改革, 三一書房, 1972
10. 教育制度検討委員会 梅根 悟編: 日本の教育はどうあるべきか, 勁草書房, 1971

わが国学校制度の発達に関する基本文献

1. 中島太郎 : 近代日本教育制度史, 岩崎書店, 1966
2. 土屋忠雄他編: 近代教育史, 教育学全集3巻, 小学館, 1968
3. 仲 新 : 日本現代教育史, 教育学叢書1巻, 第一法規, S. 1966
4. 鈴木英一 : 教育行政, 東京大学出版会, 1970
5. 中島太郎 : 戦後日本教育制度成立史, 岩崎書店, 1970
6. 文部省編 : 学制80年史, 産業教育80年史, その他学制50年史, 70年史,
90年史, 実業教育50年史, 産業教育70年史
7. 松浦鎮次郎編: 明治以降教育制度発達史
8. 石川謙他編 : 近代日本教育制度史
9. 海後宗臣他編: 資料戦後20年史, 教育社会編
10. 文部省 : 文部省年報

わが国における技能者養成の発達に関する基本的文献

1. 石原孝一 : 日本技術教育史論, 1962
2. 佐藤守他 : 徒弟教育の研究, 1962
3. 坂本藤良 : 日本経営教育史序説, ダイヤモンド社, 1964
4. 労務管理史料編纂会編: 日本労務管理年誌, 第一編(上, 下), 日本労務管理年誌刊行
会, 1964
5. 隅谷三喜男編: 日本職業訓練発展史, 上. 下, 日本労働協会, 1964
6. 海後宗臣編 : 井上毅の教育政策, 東京大学出版会, 1968
7. 内田 糺 : 明治期学制改革の研究 — 井上毅文相期を中心として —, 中央公論
事業出版, 1968
9. 斎藤健次郎 : 造船業における企業内教育の発展, 製鉄業における企業内教育の発展,

宇都宮大学紀要

10. 倉内史郎他：企業内教育の5年研究（野間教育研究所紀要第25集），講談社，1967
11. 山見 豊：昭和33年職業訓練法の成立過程（1970年度職業訓練大学校卒業論文）
12. 貴村 正：徒弟学校の研究（1971年度，職業訓練大学校卒業論文）
13. 労働省：労働行政史，第1巻
14. 労働省：労働行政史，戦後の労働行政，労働法令協会，1969
15. 労働省：職業訓練法案関係資料，1969
16. 労働省職業訓練局：職業訓練関係資料，1969
17. 企業内教育の歴史に関する資料としては会社史を参加とされたい。一橋大学の産業経営研究所が，約1000点余の会社史を集めている。
18. 労働運動資料委員会：日本労働運動史料，同：労働世界，

できたら目を通しておいてほしい，定期，不定期刊行物

1. 文部省：文部時報
2. 第一法規：学校経営
3. 文部省：産業教育
4. 労働省職業訓練局：職業訓練
5. 日本産業訓練協会：産業訓練
6. 雇用問題研究会：職業研究
7. 職業訓練大学校：技能と技術
8. "：職業訓練に関する調査研究報告書
9. "：調査研究部年報
10. 労働法令協会：労務管理通信
11. 経営教育通信社：経営教育通信

第一部の背景理解のために一読をおすすめしたい文献

1. 和辻哲郎：風土—人間学的考察—，岩波書店，1958
2. "：日本倫理思想史，上下，岩波書店，1966
3. マックス・ウェーバー，梶山・大塚訳：プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神
上下，岩波文庫，1955
4. ルース・ベネディクト，長谷川訳：菊と刀—日本文化の型—，上下，現代教養文庫
5. イザヤ・ベンダサン：日本人とユダヤ人，山本書店，1970
6. 高橋 敦：みじくい日本人，原書房，1970
7. ダニエル・I・沖本，山岡訳：日系二世の米国観と日本観，仮面のアメリカ人，サイマ

サイマル出版会, 1971

8. 土居健郎 : 「甘え」の構造, 弘文堂, 1971
9. 武田清子編 : 日本プロテスタント人間形成論, 明治図書, 1963
10. 高坂正顕他 : 近代日本とキリスト教, 一明治篇, 大正, 昭和編, 基督教学徒兄弟団発行, 1956
11. 宮崎市定 : 科挙, 中国の試験地獄, 中公新書, 1963
12. 福地重孝 : 士族意識, 近代日本を興せるもの亡ぼすもの, 春秋社, 1967
13. 新明正道 : 現代社会学のエッセンス, ペリカン社, 1972
14. ミルズ, 杉訳 : ホワイトカラー, 創元社, 1957
15. リースマン, 加藤訳 : 孤独な群衆, みすず書房, 1964
16. ホワイト, 岡部, 辻訳 : 組織の中の人間, 創元社, 1967
17. ミルズ, 日高六郎訳 : 自由からの逃走, 創元社, 1966
18. ドラッカー, 林雄二郎訳 : 断絶の時代, 来たるべき知識社会の構造, ダイヤモンド社,

1969

19. 深谷昌志 : 学歴主義の系譜, 黎明書房, 1969
20. 新堀通也 : 学歴, 実力主義を阻むもの, ダイヤモンド社, 1966
21. 中根千枝 : タテ社会の人間関係, 講談社現代新書, 1967
22. 吉田光那 : 日本の職人, 角川新書, 1962
23. " : 日本の職人像, 河原書店, 1966
24. 宮原誠一 : 青年の学習, 国土社, 1968
25. 中岡哲郎 : 教師と生徒, 定時制教師の夢と現実, 三一書房, 1961
26. 高瀬勇勇 : 工業高校, その闘いと教育の本質, 三一書房, 1970
27. 労働省婦人少年局編 : 伸びゆく力一働く年少者の生活記録, 新文書院
28. 雇用促進事業団 : 技能への道, 1971
29. 隅谷三喜男 : 教育の経済学, 読売新聞社, 1971